34	一般国道127号	富津館山道路	南房総市から富津市まで
35	一般国道233号	深川・留萌自動車道（深川沼田道路）	深川市音江町から同市深川町まで
36	一般国道235号	日高自動車道（苫東道路）	苫小牧市字植苗から同市字沼の端まで
37	一般国道409号及び468号	東京湾横断・木更津東金道路	川崎市から東金市まで
38	一般国道466号	第三京浜道路	東京都世田谷区から横浜市まで
39	一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）	あきる野市から久喜市まで
40	一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道（つくば市から千葉県香取郡神崎町まで）	つくば市から千葉県香取郡神崎町まで

⑵　料金の額

①　⑴の項中１から19までに定める路線（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

㈠　対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）以外の区間とする。

㈡　料金の額

イ）利用距離に対して課する可変額部分

A　利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

車種＼区間	普通区間	大都市近郊区間	関越特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

ただし、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）については、平成26年４月１日から平成36年３月31日まで、上表の関越特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年８月２日建設省令第38号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードを、「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により⑶②に定める割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

B　100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

（注１）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１－１の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

（注２）上表において「普通区間」とあるのは、㈠に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注３）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別表２の区間をいう（以下同じ。）。

（注４）上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ロ）利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、150円とする。

㈢　適用方法

イ）キロ程

A　インターチェンジ相互間のキロ程は、別表３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田自動車道（秋田外環状道路）（以下「秋田外環状道路」という。）、京葉道路、三陸縦貫自動車道（仙塩道路）（以下「仙塩道路」という。）、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで（あきる野インターチェンジを含む））（以下「首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）」という。）が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C　周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。